

会費の徴収について

1 年会費の支払い方法

- ① 請求時に指定する口座へ振込む。
- ② 会計部門担当事務局（公益社団法人物産振興協会）へ直接現金で支払う。

2 参考

年会費の設定基準

（単位：円）

	会員の業態・業種等	設定基準	会費
①	量販・スーパー、生協	全国展開の量販店、県内で10店舗以上展開している県内スーパー	20,000
②	百貨店・スーパー	県内の百貨店、①以外の県内スーパー	10,000
③	道の駅・産直施設	年間売上げ上位の施設	10,000
④		③以外の施設	4,000
⑤	菓子製造販売店	県内で10店舗以上展開している県内菓子店	20,000
⑥		⑤以外の県内菓子店	4,000
⑦	その他小売店等	小売店、土産店、旅館・ホテル、飲食店等	2,000
⑧	関係団体、金融機関	県内の農林水産団体、加工団体、経済団体及び金融機関等	10,000～20,000
⑨	企業・メーカー	県外企業、全国展開している県内企業	20,000
⑩		⑨以外の県内企業	4,000

※一口2千円を基本とし、10口、5口、2口、1口を設定